

牛マルキンでは、業務対象年間切り替え時に

# 積立金残高の返還と再納付

があります！！

次期業務対象年間切り替えは、令和 **7年4月1日**です。

旧業対終了後、積立金残高を

## 返還（無事戻し）

- ・ 税務申告対象です

旧業対中に納付して未販売の牛の

## 再納付

- ・ 令和7年度単価適用です
- ・ 通常請求とは別に行います

## Q&A

Q. 無事戻しは、いつ、いくら戻るの？

A. 7月以降、通知にてお知らせします。

Q. 再納付しないとどうなるの？

A. マルキンの登録取消になります。

Q. 無事戻しを税務申告しないとどうなるの？

A. 積立金管理区域内の生産者が、積立金を損金算入できなくなります。



## ！ ご注意 ！

### 令和7年4・5月に販売予定の方へ

業対切替前に負担金納付済みの個体を、切替後に販売した場合、4月販売分は6月6日、5月販売分は7月8日が再納付の期限です。

この場合、再納付期限が無事戻し前となっておりますので、一時的にご負担が増えることについて制度へのご理解と、事前資金のご準備をお願いいたします。

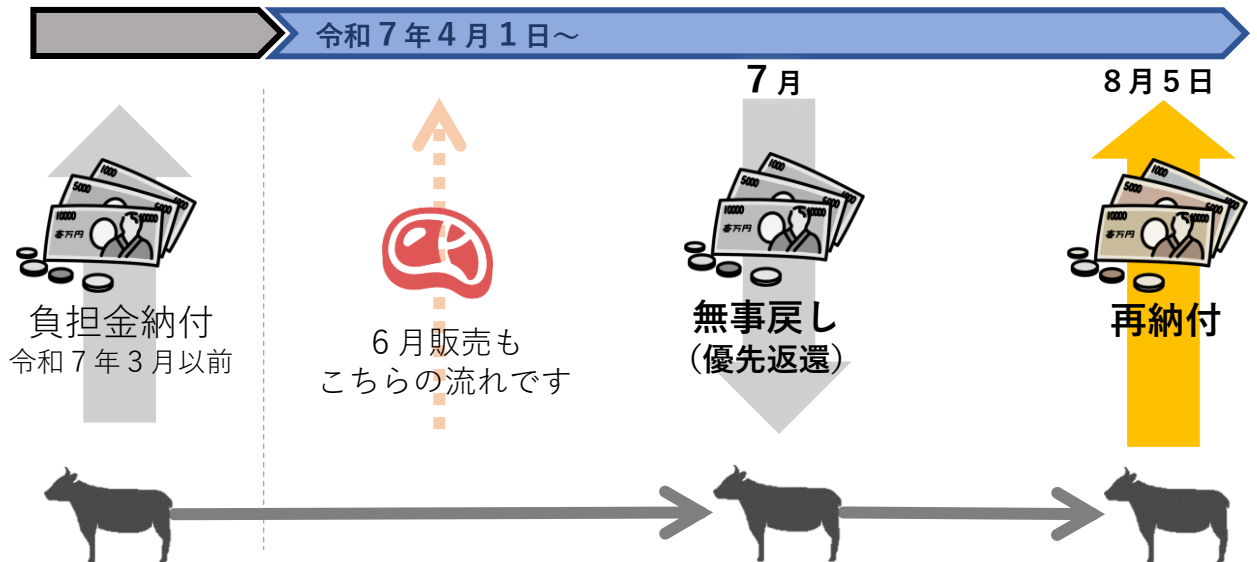


ご不明な点は、【静岡県畜産協会】までお問い合わせください。【054-274-0220】  
発行元：公益社団法人静岡県畜産協会

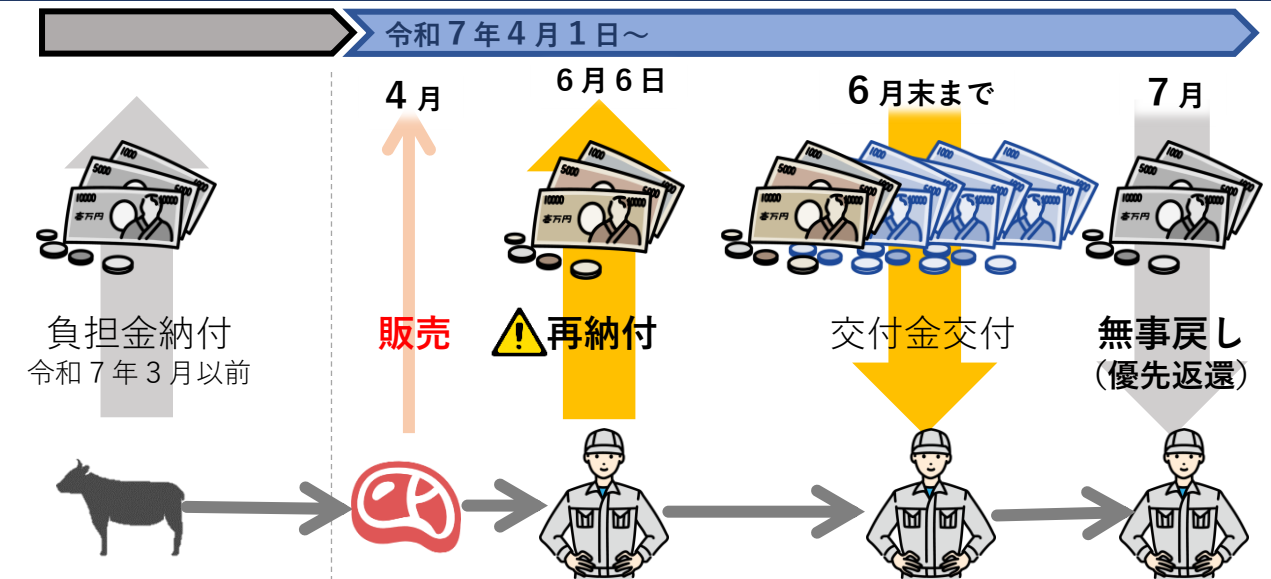
# 在庫牛の負担金再納付の流れ

在庫牛とは 負担金納付後、当該業務対象年間中に販売されていない牛。  
無事戻しの際は優先的に返還される対象になります。

## 6月以降に販売予定のすべての在庫牛（無事戻し後の再納付）



## 4月または5月に販売予定の在庫牛（無事戻し前の再納付）



在庫牛を4月又は5月に販売した場合は、無事戻し前に負担金を再納付する必要がありますのでご注意ください(交付要件に必要であることに加え、月払いの運用を維持するため)。

なお、業務対象年間の初年度は積立金の枯渇を防ぐため、負担金単価が高く設定されることにご理解をお願いします。